

検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いの実施の細目について

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ

改定 令和4年3月31日付け全検察審査会申合せ

改定 令和7年3月21日付け全検察審査会申合せ

検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いの実施の細目について、下記のとおり申し合わせる。

なお、以下平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて」を「基本申合せ」という。

記

第1 個人識別符号

基本申合せ記第1の2の別に定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 1 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、別表に掲げる基準に適合するもの
 - (1) 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - (2) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - (4) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - (5) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - (6) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - (7) 指紋又は掌紋

- 2 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- 3 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- 4 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- 5 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号
- 7 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された別表に掲げる文字、番号、記号その他の符号
 - (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- 8 その他別表に掲げる文字、番号、記号その他の符号

第2 要配慮個人情報

基本申合せ記第1の3の別に定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 1 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の別表に掲げる心身の機能の障害があること。
- 2 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（3において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（3において「健康診断等」という。）の結果
- 3 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しく

は調剤が行われたこと。

4 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

5 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第3 個人情報ファイル簿の作成及び公表

1 個人情報ファイル簿の作成

(1) 個人情報ファイル（基本申合せ記第3の2に掲げるもの及び同3により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下第3において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに別紙様式第1の個人情報ファイル簿を作成する。

(2) 個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を修正する。

(3) (1)の定めにより個人情報ファイル簿を作成したとき、又は(2)の定めにより個人情報ファイル簿を修正したときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を検察審査会事務局に備え置き、一般の閲覧に供する。

(4) 個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが基本申合せ記第3の2の(7)に該当することとなったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供することをやめる。

2 基本申合せ記第3の1の(9)の別に定める事項

基本申合せ記第3の1の(9)の別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 基本申合せ記第1の9の(1)に係る個人情報ファイル又は同(2)に係る個人情報ファイルの別

(2) 基本申合せ記第1の9の(1)に係る個人情報ファイルについて、4で定める

個人情報ファイルがあるときは、その旨

3 基本申合せ記第3の2の(7)の本人の数

基本申合せ記第3の2の(7)の本人の数は、1、000人とする。

4 基本申合せ記第3の2の(9)の個人情報ファイル

基本申合せ記第3の2の(9)の個人情報ファイルは、基本申合せ記第1の9の(2)に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が基本申合せ記第3の1による公表に係る基本申合せ記第1の9の(1)に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

第4 開示の申出等

1 開示の申出の方法

(1) 保有個人情報（基本申合せ記第1の8に定める保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示の申出をする者に対しては、保有個人情報の開示の申出書（以下「開示申出書」という。）の提出を求める。

(2) 開示申出書は、できる限り、別紙様式第2により作成した用紙を使用させる。

(3) 開示申出書には、別紙様式第2に従い、所要事項を記載させるとともに、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人又はその代理人（以下第4において「本人等」という。）であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）の提示又は提出を受け、本人等であることを確認する。

(4) 本人確認書類は、次のとおりとする。

ア 開示の申出をする者に提示又は提出を求める本人確認書類

(ア) 開示申出書に記載されている開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規

定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示の申出をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(イ) (ア)の本人確認書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合は、当該開示の申出をする者が本人であることを確認するため適当と認めるもの

イ 代理人にのみ提示又は提出を求める本人確認書類

戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示の申出をする日前３０日以内に作成されたものに限る。）

ウ 開示の申出が郵便等で送付する方法でされる場合の取扱い

開示申出書を郵便等で送付する方法により開示の申出がされる場合には、アの本人確認書類のいずれかを複写機により複写したもの、イの本人確認書類（代理人からの申出の場合に限る。）及び住民票の写しその他開示の申出をする者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして適当と認めるもの（開示の申出をする日前３０日以内に作成されたものに限る。）の提出を受けるものとする。

2 補正の手続

開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 保有個人情報の特定のための参考となる情報の提供

保有個人情報の特定のための情報の提供を求められた場合には、ファイル管理簿（平成２８年１２月２２日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の管理について」記第１の３に定めるファイル管理簿をいう。）又は個人情報ファイル簿を閲覧に供することができる。

4 開示の申出に対する対応

(1) 保有個人情報の全部又は一部を開示する場合

基本申合せ記第4の6の(1)の定めによる通知は、開示申出人に対し、次に掲げる事項並びに開示しないこととした部分があればその部分及びその理由を記載した保有個人情報開示通知書（別紙様式第3）を交付し、又は郵送する方法による。ただし、ウ及びエに掲げる事項については、別途通知することができる。

ア 開示する保有個人情報の名称等及び枚数等

イ 開示する保有個人情報の利用目的

ウ 開示の実施方法

エ 開示の日時及び場所

(2) 保有個人情報の全部を開示しない場合

基本申合せ記第4の6の(2)の定めによる通知は、開示申出人に対し、開示しないこととした保有個人情報の名称等及びその理由を記載した保有個人情報不開示通知書（別紙様式第4）を交付し、又は郵送する方法による。

(3) 事務処理上の困難その他正当な理由により、基本申合せ記第4の6の(3)に定める期間内に同(1)又は(2)の定めによる通知をすることができないときは、開示申出人に対し、当該期間内に通知することができない旨、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で通知する。

5 第三者に対する意見聴取

(1) 意見聴取の方法

ア 基本申合せ記第4の7の(1)の定めによる意見の聴取は、当該第三者に対し、別紙様式第5及び別紙様式第6の書面を交付し、又は郵送するなど、次に掲げる事項を通知して適宜の方法により行う。

(ア) 開示の申出があった当該第三者に関する情報が記録されている保有個人情報の名称等

(イ) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

イ 意見を聴取するに当たっては、開示の申出があった保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意する。

(2) 第三者に対する通知

基本申合せ記第4の7の(2)の定めによる当該第三者に対する通知は、当該第三者に対し、別紙様式第7の書面を交付し、又は郵送するなど、次に掲げる事項を適宜の方法で通知することにより行う。

ア 開示の申出があった当該第三者に関する情報が記録されている保有個人情報の名称等

イ 開示することとした理由

ウ 開示の実施予定日

6 開示の実施

(1) 法定代理人の資格の確認

開示の申出があった保有個人情報の本人の法定代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人をいう。以下同じ。）から開示の申出があった場合において、保有個人情報の開示の実施以前にその資格を喪失しているおそれがあるときは、必要に応じて提示され、又は提出された書類等で当該本人の生年月日等を確認するなどにより、法定代理人としての資格を喪失していないことを確認する。

(2) 開示の実施の方法

ア 文書又は図画に記録された保有個人情報の閲覧及び謄写は、当該文書又は図画の原本による。ただし、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

イ 次に掲げる電磁的記録に記録された保有個人情報の開示の実施方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法とする。

(ア) 録音テープ又は録音ディスク 検察審査会が保有する専用機器により再生したものの聴取

(イ) ビデオテープ又はビデオディスク 検察審査会が保有する専用機器により再生したものの視聴

(ウ) (ア)及び(イ)以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、検察審査会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

a 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は謄写

b 当該電磁的記録を検察審査会が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

ウ アの文書若しくは図画に記録された保有個人情報又はイの(ウ)のaの用紙に出力したものの謄写は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの方法による。

(ア) 当該検察審査会が置かれている裁判所庁舎内において開示申出人が持参した複写機等を使用させる方法

(イ) 当該検察審査会が置かれている裁判所庁舎内に設置された複写機（コインベンダーが装着されたものに限る。）を使用させる方法

(ウ) 当該検察審査会の指定する謄写業者に謄写を委託させる方法

(3) 基本申合せ記第4の8の(2)の定めによる情報の提供

基本申合せ記第4の8の(2)の定めによる情報を提供する場合は、開示申出人に対し、次に掲げる事項並びに開示しないこととした部分があればその部分及びその理由を記載した書面（別紙様式第8）を交付し、又は郵送して通知する。ただし、ウ及びエに掲げる事項については、別途通知することができる。

ア 情報の提供により開示する保有個人情報及び枚数等

- イ 提供する保有個人情報の利用目的
- ウ 情報の提供による開示の実施方法
- エ 情報の提供による開示の日時及び場所

(4) 保有個人情報開示通知書の提示等

基本申合せ記第4の6の(1)の定めによる通知を行った場合又は6の(3)の定めによる通知を行っていた場合において、保有個人情報の開示を実施するときは、開示申出人に当該通知書を提示させる。

なお、当該通知書を持参していないときは、開示申出人と同一人であることを確認した上で開示を実施する。

(5) 開示の実施の場所

保有個人情報の開示の実施の場所は、検察審査会事務局が指定する場所に限る。

(6) 開示の実施の時間

保有個人情報の開示の実施の時間は、執務時間内とする。

(7) 検察審査会事務局の職員の立会い

ア 保有個人情報の開示を実施するときは、検察審査会事務局の職員が立ち会わなければならない。ただし、(2)のアのただし書若しくは同イの(ウ)のaに定める方法により閲覧及び謄写をさせる場合又は同ウの(ウ)に定める方法による場合は、この限りでない。

なお、(2)のアのただし書又は同イの(ウ)のaに定める方法により閲覧及び謄写をさせる場合は、検察審査会事務局の職員は、開示申出人が当該文書又は図画の写しを庁舎外に持ち出すことがないよう留意しなければならない。

イ 検察審査会事務局の職員は、保有個人情報の開示の実施中に、開示申出人が当該保有個人情報の記録された文書、図画又は電磁的記録の滅失、損傷、汚損、散逸若しくはつづり替え若しくは文字等の加除若しくは改変を

し、又はしようとした場合その他正当な理由がある場合には、開示の実施の中止等適宜の措置を執らなければならない。

(8) 期間内に開示を実施することができない場合

基本申合せ記第4の8の(3)の本文に定める期間内に開示を実施することができないときは、開示申出人に対し、当該期間内に開示を実施することができない旨、その理由及び開示の実施の予定時期を適宜の方法で通知する。

第5 訂正の申出等

1 訂正の申出の方法

- (1) 基本申合せ記第4により開示された保有個人情報の訂正の申出をする者に対しては、保有個人情報の訂正の申出書（以下「訂正申出書」という。）の提出を求める。
- (2) 訂正申出書は、できる限り、別紙様式第9により作成した用紙を使用させる。
- (3) 訂正申出書には、別紙様式第9に従い、所要事項を記載させるとともに、保有個人情報の訂正の申出をする者が、当該保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の提示又は提出を受ける。
- (4) (3)の書類は、第4の1の(4)の本人確認書類と同一とする。

2 補正の手続

訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 訂正の申出に対する対応

(1) 保有個人情報の全部を訂正する場合

ア 基本申合せ記第5の3の(1)による通知は、書面又は口頭による。

イ 書面により通知する場合には、訂正申出人に対し、次に掲げる事項を記載した保有個人情報訂正通知書（別紙様式第10）を交付し、又は郵送する方法による。

- (ア) 訂正する保有個人情報の名称等
 - (イ) 訂正の申出の趣旨
 - (ウ) 訂正する内容及び理由
- (2) 保有個人情報の全部又は一部を訂正しない場合

基本申合せ記第5の3の(2)による通知は、訂正申出人に対し、訂正しないこととした保有個人情報の名称等及びその理由を記載した保有個人情報を訂正しないことの通知書（別紙様式第11）又は(1)のイに掲げる事項並びに訂正しないこととした部分及びその理由を記載した保有個人情報訂正通知書（別紙様式第10）を交付し、又は郵送する方法による。

(3) 訂正の実施

訂正の申出があった保有個人情報について、(1)又は(2)に定める保有個人情報訂正通知書により通知をしたときは、基本申合せ記第5の1に従い、速やかに当該保有個人情報の訂正を行う。

(4) 期間内に通知することができない場合

事務処理上の困難その他正当な理由により、基本申合せ記第5の3の(3)に定める期間内に同(1)又は(2)による通知をすることができないときは、訂正申出人に対し、当該期間内に通知することができない旨、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で通知する。

4 保有個人情報の提供先への通知

3の(3)の定めにより保有個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面（別紙様式第12）により当該保有個人情報の提供先に訂正した旨を通知する。

- (1) 訂正の申出に係る保有個人情報の名称等
- (2) 訂正申出人の氏名等保有個人情報を特定するための情報
- (3) 訂正した内容

第6 利用停止の申出等

1 利用停止の申出の方法

- (1) 基本申合せ記第4により開示された保有個人情報の利用停止の申出をする者に対しては、保有個人情報の利用停止の申出書（以下「利用停止申出書」という。）の提出を求める。
- (2) 利用停止申出書は、できる限り、別紙様式第13により作成した用紙を使用させる。
- (3) 利用停止申出書には、別紙様式第13に従い、所要事項を記載させるとともに、保有個人情報の利用停止の申出をする者が、当該保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の提示又は提出を受ける。
- (4) (3)の書類は、第4の1の(4)の本人確認書類と同一とする。

2 補正の手続

利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 利用停止の申出に対する対応

(1) 保有個人情報の全部の利用停止をする場合

ア 基本申合せ記第6の3の(1)による通知は、書面又は口頭による。

イ 書面により通知する場合には、利用停止申出人に対し、次に掲げる事項を記載した保有個人情報利用停止通知書（別紙様式第14）を交付し、又は郵送する方法による。

(ア) 利用停止をする保有個人情報の名称等

(イ) 利用停止の申出の趣旨

(ウ) 利用停止をする内容及び理由

(2) 保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしない場合

基本申合せ記第6の3の(2)による通知は、利用停止申出人に対し、利用停止をしないこととした保有個人情報の名称等及びその理由を記載した保有個人情報の利用停止をしないことの通知書（別紙様式第15）又は(1)のイに掲

げる事項並びに利用停止をしないこととした部分及びその理由を記載した保有個人情報利用停止通知書（別紙様式第 14）を交付し、又は郵送する方法による。

(3) 利用停止の実施

利用停止の申出があった保有個人情報について、(1)又は(2)に定める保有個人情報利用停止通知書により通知をしたときは、基本申合せ記第 6 の 1 の(1)に従い、速やかに当該保有個人情報の利用停止を行う。

(4) 期間内に通知することができない場合

事務処理上の困難その他正当な理由により、基本申合せ記第 6 の 3 の(3)に定める期間内に同(1)又は(2)による通知をすることができないときは、利用停止申出人に対し、当該期間内に通知することができない旨、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で通知する。

第 7 苦情の申出等

1 苦情の申出の方法

- (1) 基本申合せ記第 7 の 1 の(1)及び(2)の苦情の申出がされた場合には、当該申出をした者に対し、苦情の申出書（以下「苦情申出書」という。）を提出させる。
- (2) 苦情申出書は、できる限り、別紙様式第 16 の 1 から別紙様式第 16 の 4 までのいずれかの様式により作成した用紙を使用させる。
- (3) 苦情申出書には、別紙様式第 16 の 1 から別紙様式第 16 の 4 までのいずれかの様式に従い、所要事項を記載させ、必要に応じて不開示通知書の写しその他の書面を添付させる。

- 2 基本申合せ第 7 の 2 の定めにより文書開示基本申合せ記第 10 の定めに基づいて行う苦情の申出に係る実施の細目については、1 に定めるもののほか、平成 30 年 12 月 25 日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いの実施の細目について」（以下「文書開示実施細目」

という。) 記第 2 の定めに準ずるものとする。ただし、文書開示実施細目記第 2 で定める別紙様式第 9 の 1 から別紙様式第 1 6 までは、順次、この申合せの別紙様式第 1 7 の 1 から別紙様式第 2 4 と読み替える。

第 8 関係書類の保存

1 保存事務の取扱い

保有個人情報の開示等に関する書類の保存事務は、検察審査会事務局が取り扱う。

2 保存期間

保有個人情報の開示等に関する書類の保存期間は、1 年間とする。

付 記

1 実施

この申合せは、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

2 申合せの廃止

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いの実施の細目について」は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

3 経過措置

(1) 平成 3 1 年 3 月 3 1 日までにされた開示等の申出については、なお従前の例による。

(2) 記第 4 の 1 の(4)のアの(ア)及び同ウ、記第 5 の 1 の(4)並びに記第 6 の 1 の(4)の定め適用については、住民基本台帳カード（番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 8 年 1 月 1 日）前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号。以下「番号法整備法」という。）第 1 9 条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第 3 0 条の 4 4 第 3 項の規定により交付された同

条第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。)は、番号法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

付 記(令和4年3月31日付け全検察審査会申合せ)

- 1 この申合せは、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この申合せによる改定後の平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いの実施の細目について」(以下「新申合せ」という。)記第3の2及び別紙様式第1の定めは、この申合せの実施の日以後に新申合せ記第3の1の(1)により作成し、又は同(2)により修正した個人情報ファイル簿について適用し、同日前に作成し、又は修正した個人情報ファイル簿については、なお従前の例による。
- 3 この申合せの実施日前に申出がされた場合における保有個人情報の開示の申出、訂正の申出及び利用停止の申出については、なお従前の例による。

付 記(令和7年3月21日付け全検察審査会申合せ)

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この申合せによる改定後の平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いの実施の細目について」記第4から第6までの定めは、この申合せの実施の日以後にされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出について適用し、同日前にされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出については、なお従前の例による。

(別表)

記第１の１の基準	特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること。
記第１の７の文字、番号、記号その他の符号	ア 記第１の７の(1)に掲げる証明書 同(1)に掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号 イ 記第１の７の(2)及び(3)に掲げる証明書 同(2)及び(3)に掲げる証明書の番号及び保険者番号
記第１の８の文字、番号、記号その他の符号	ア 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第１１項に規定する保険者番号及び同条第１２項に規定する被保険者等記号・番号 イ 船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第２条第１０項に規定する保険者番号及び同条第１１項に規定する被保険者等記号・番号 ウ 出入国管理及び難民認定法第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号 エ 出入国管理及び難民認定法第１９条の４第１項第５号の在留カードの番号 オ 私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 カ 国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 キ 地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 ク 雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１０条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 ケ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号
記第２の１の心身の機能の障害	ア 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）別表に掲げる身体上の障害 イ 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。） エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの